

## 平成20年3月6日

### 会議録 審査内容

#### ◇会議録

- 1 日 時 平成20年3月6日  
開会 10時00分 閉会 11時04分
- 2 場 所 役場5階会議室
- 3 出席委員 7名  
委員長 中野敏勝  
委員 杉山晴夫 藤原 孟 増田武夫 牧野茂敏  
永井繁樹 杉坂達男  
議長 古川 稔
- 4 欠席委員 なし
- 5 傍聴者 中橋友子 谷口和弥 野原恵子
- 6 事務局 局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 国安弘昭
- 7 説明員 副町長 高橋平明 副町長 遠藤清一 民生部長 新屋敷清志  
町民課長 田村修一 国保医療係長 白坂博司
- 8 審査事件 議案第21号 幕別町後期高齢者医療に関する条例  
陳情第2号 地域医療の確保に関する意見書の提出を求める陳情
- 9 審査結果 別紙
- 10 審査内容 別紙

委員長 中野敏勝

## ◇ 審 査 内 容

(10 : 00 開会)

[開会]

○委員長（中野敏勝） ただ今から民生常任委員会を開催いたします。

これより議事に入ります。

それでは議案第21号、幕別町後期高齢者医療に関する条例を議題といたします。

説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 議案第21号、幕別町後期高齢者医療に関する条例につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

なお、3月3日の本会議におきまして、高橋副町長から提案の理由をご説明させていただいた通りでありますけれども、本日は一部追加をさせていただき、ご説明申し上げたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

本年4月1日から施行されます、後期高齢者医療制度は、平成18年の法律第83号、健康保険法等の一部を改正する法律の中で、老人保健法とっておりました法律が、高齢者の医療の確保に関する法律に改められまして、これに伴いまして、75歳以上の方を対象にした新しい医療制度が始まるものであります。

この後期高齢者医療制度は都道府県を単位として、設立されました広域連合が保険者となり制度を運用するもので、北海道におきましては、平成19年3月1日に設立されました、北海道後期高齢者医療広域連合が制度の運営を行うこととなっております。

なお、法令等のおけまして、保険料の徴収や被保険者の減益の増進に寄与するものとしての事務、いわゆる各種申請、届出の受付や被保険者証の引渡し等につきましては、市町村が行う事務として定められておりますことから、本条例におきましてそれらの事務に関する事項につきまして規定をするものであります。

それでは議案書の1ページをご覧くださいと思います。

第1条以下条文に沿いましてご説明申し上げます。

第1条は条例制定の趣旨につきまして規定したものでありますが、後期高齢者医療の事務につきましては、法令及び北海道後期高齢者医療広域連合の条例で定めるものの他、この条例により規定するとしたものであります。

第2条は後期高齢者医療の事務のうち、町において行う事務につきまして規定したものであります。

主なものとしましては、法律に定めがある保険料の徴収並びに施行例第2条で定める被保険者の資格の取得、喪失に関する届出の受付等、さらに施行規則第6条、7条で定められました各種受付事務などの他、第1号から第8号までに掲げる事務を行うものであります。

第1号では葬祭費の支給に係る申請書の提出の受付、第2号では広域連合で賦課決定した保険料の額に係る通知書の引渡し、第3号、第4号では保険料の徴収猶予関係であります、申請書の提出の受付や、申請に対する処分通知書の引渡し、第5号、第6号では保険料の減免関係になりますが、申請書の提出の受付や、申請に対する処分通知書の引渡し、第7号では保険料に関する申告書の提出の受付、第8号では全各号までの事務に付随する事務を行うということとしております。

次に第3条は、後期高齢者医療保険料を徴収すべき被保険者につきまして規定したものでありま

す。

後期高齢者医療制度におけますは、被保険者全員が保険料を負担する義務を負いますけども、第1号で徴収すべき被保険者を幕別町内に住所を有する被保険者と定め、第2号におきますは、第1号のほか、北海道以外の他の都府県にあります病院や施設等に入所するため、本町から転出した被保険者、いわゆる住所地特例者といっておりますが、この方々についても幕別町で保険料を徴収すると定めるものであります。

住所地特例と申しますのは、後期高齢者医療制度では原則として居住している都道府県を被保険者として、後期高齢者医療に加入する仕組みとなっております。しかしながら、病院や施設等の入所者を一律に施設等の所在地の都道府県の被保険者としてしまいますと、施設等が集中しております都道府県の後期高齢者の医療給付費が増加してしまいまして、財政上の不均衡が生じる恐れがでてまいります。

こういった状態を解消するために設けられましたのが、住所地特例の制度でありまして、第3条第2号の規定によりまして住所地特例者につきましては、転出前の市町村で保険料を徴収することとしております。

次に議案書の2ページをご覧ください。

第4条では普通徴収に係る保険料の納期につきまして規定したものであります。

保険料につきましては原則年金からの天引き、いわゆる特別徴収の方法により収めることとなりますが、特別徴収の方法による場合を除きましては、普通徴収の方法により納付することとなっておりますことから、第1項で普通徴収の納期を6月から翌年1月まで毎月徴収することとし、8期に定めるものであります。

なお、特別徴収の方法により、保険料を納付する方につきましては、年額が18万円以上の老齢又は退職を支給事由とする年金の給付があり、かつ現在既に年金から天引きとなっております介護保険料と、新たに賦課されます後期高齢者医療保険料を合算した額が、年金受給額の2分の1を超えない方ということになっております。

それ以外の方につきましては、普通徴収の方法に納付することとなっております。なお、特別徴収の規定につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律によりまして、介護保険法の規定の方を準用することとなっておりますことから、介護保険同様、条例に規定する必要がないということになります。

次に第2項は第1項で定めまして、納期によりがたいと認められる場合には、別に定めることができる旨を規定するものであります。

第3項では、納期ごとの分割金額につきまして、100円未満の端数があるときには、すべて最初の納期に合算すると定めたものであります。

第5条では、延滞金につきまして規定をしたものであります。

延滞金につきましては、広域連合の条例によりまして、市町村が被保険者から徴収をし、後期連合に納付することとなっております。

率につきましては地方税法に準拠してありまして、納期限の翌月から1月を経過する日までの期間につきましては、年7.3%、それと1月を超える期間につきましては年14.6%となっております。

なお、地方税法によります延滞金の割合に係る特例がありますが、これにつきましては、附則の第3条に

規定しておりますので、後ほどご説明させていただきたいと思っております。

次に議案書の3ページをお開きください。

第6条は規則への委任につきまして規定をしたものであります。

次の第7条から第9条は罰則について規定したものでありますが、第7条で市町村は高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づきまして、保険料徴収に関して必要があると認めるときは、納付義務者に対し文書等の提示又は質問等を行うことができることとなっておりますが、これに従わない場合に、10万円以下の過料を課すと定めたものであります。

次に第8条は、偽りその他不正な行為により保険料その他高齢者の医療の確保に関する法律上の徴収金の徴収を免れたものに対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を課する規定を定めたものであります。

第9条では第7条及び第8条の過料の額について、町長が定めるものとしまして、その納期限につきましては納入通知書を発した日から10日以上を経過した日とする旨を規定したものであります。

次に附則になります。附則第1条では施行期日を規定したもので、平成20年4月1日から施行するものとなります。

附則第2条は、平成20年度における被用者保険の被扶養者に係る後期高齢者医療保険料の徴収に関する特例について規定をしたものであります。

後期高齢者医療制度加入直前に被用者保険の被扶養者でありました方につきましては、これまで保険料を負担しておりませんでしたことから、高齢者の医療に確保に関する法律施行例の規定によりまして、制度の加入後2年間は保険料を均等割額のみとしまして、その均等割額の半額とする措置をとられているところでもあります。

また、昨年11月の国から示されました高齢者医療の負担のあり方によりまして、制度の円滑な施行を求めまして、激変緩和を進める観点から、さらに20年の4月から9月までの半年間は保険料を徴収しないということと、10月から翌年3月までの半年間は、保険料を9割減額するというところを定めています。

これによりまして、被用者保険の被扶養者であった方につきましては、平成20年度につきましては、第1期から4期までは保険料の納付を要しないことから、保険料の納期を第5期から第8期までとするものとなります。

附則の第3条につきましては、延滞金の割合の特例を定めたものでありまして、地方税法の特例によりまして、延滞金の年7.3%の割合につきましては、当分の間、日本銀行法に定められている商業手形の基準割引率及び基準貸付利率に4%を加算した特例基準割合といわれるものが、年7.3%に満たない場合は延滞金の割合をこの特例基準割合の率とするものとなります。

これによりまして、平成20年中の割合につきましては、特例基準割合である4.7%となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（中野敏勝） 説明が終わりましたので、質疑及び意見を許します。

増田委員。

○委員（増田武夫） 2点ほどお伺いしておきたいんですが、もとよりこの後期高齢者医療制度、現在2月の28日には、衆議院に野党4党で廃止の法案をだしてくると、そういう情勢でもあります。

また、岐阜県の大垣市などでは、自民党が提案したこの制度を中止せよという意見書を賛成多数で議決するというような、そういう、現在、国会でもこの制度をこのままスタートさせていいかどうかという、そういう議論がされようとしている中で、スタートするということとなります。

やはりこの制度、このままスタートさせてはいけないのではないかと、そういう基本的なものはあるわけですが、この提案された条例についても、このままではというような部分もありますので、ちょっとお伺いしたいと思いますけども、第2条では、いろいろな事務が市町村の事務として課せられるということになるわけでありまして、広域連合が主体となりますこの事業に、各市町村からも負担金を納めて、そしてスタートすることになるんですが、しかしながら、本当に市町村の現場の仕事というのが被保険者と直接対応するというので、非常に事務も手がかかりますし、大変な、特にスタートする今の時点においても、非常に大変なことだと思いますけども、こうした大変な事務が課せられるんですけども、それに対する、例えば連合からその事務に対する、この予算でありますとか、国の方からこの後期高齢者医療制度に関するこういう事務的な負担についての手当がされるのかどうか、ただ忙しくなるだけで、町の負担が増えるだけというのではうまくないのではないかと思いますけども、その点が1点と、もう一つは、第5条の延滞金の関係でありますけども、地方税法等に基づいてこういうものも延滞金を課すんだという、こういうことありますけども、税金の場合なんかは、それこそ非課税世帯、きちんと生活費、基本的な生活費には税金をかけないということで、そういう課税から外れた人には関係ない延滞金なんですけども、この後期高齢者医療制度は、所得がなくてもかかるわけですよ、所得割合の他に全ての、所得が0の人にも掛け金がかかってくるという、こういうものに、特に延滞金が課せられるようなひとは、普通徴収で、先ほども説明ありましたように、年金が月1万5千円しか貰えない人たちの普通徴収、これに延滞金をかけなければならない事態が生まれるわけなんですけどもね、こういう本当に払いたくても払えない人が、やむを得ずこの延滞してしまうというような、そういうところまでですね、14. 何パーセントというような、その今の利息では考えられないような、この延滞金を課すというのは、非常に酷でないかと、やはり、これは、税金と同じような扱いをすべきではないのではないか、払えないうえに、さらに延滞金を課せられたら、なお払えなくなるという、そういう悪循環に陥ると思いますけども、これは、道全体でこういうことをやるという、それにしがったということでもありますけども、これは、どうしても納得できるやり方ではないと思いますけども、そのへんについてはいかがですか。

○委員長（中野敏勝） 町民課長。

○町民課長（田村修一） はじめの第1点目、事務費としての財源があるのかということですが、ございません。

それと、第2点目、延滞金の関係でございますけども、この第5条の第3項をご覧になっていただきたいと思っております。

町長が特別な理由があると認めるときは減免するとなっております。

私どもといたしましては、一律に延滞したんで皆さんに延滞金をかけて支払ってくださいというようなことは、するつもりは今のところございません。

それぞれの皆様方のご家庭の事情、そういうものをお伺いして、場合によっては、減免することも考えております。

○委員長（中野敏勝） 増田委員。

○委員（増田武夫） 事務費に対する手当はないんだと、こうおいう話でしたけども、やはり国の制度としてスタートするわけでありまして、それは国の方できちっと手当をするべきだというふうに思います。

また、延滞金の関係でありますけども、先ほど言いましたように、税金の場合は、一定の所得が

ある人達がかけられるものでありますので、それを延滞したということになったら、この延滞金が生じるというのはある程度理解できる面もあるんですが、しかし、先ほども言いましたように、所得のない人にも、この保険料がかかってくるし、そういう人たちが主に延滞、滞納せざるをえないという状況があるんですね。

だとすれば、これは逆ではないかと思うのですよね。

町長が特別な理由があると認めるときは、免除するというのではなくて、基本的にはかからないと、そして、特別な事由、よく町の方でもいいますように、払えるのに払わないような特別な事由のある人に延滞をかけると、それが逆のこの条例になるのが本当ではないかと思うのですよね。

基本的にはかけないけれども、しかし、悪質なものには延滞金をかけるよと、こういう条例でなかったら、これは3項にあるような、特別な事情があるときは延滞金を免除するというのであれば、これが特別なことになってしまうんですね。ところが、この事態で延滞するという人は本当に困って延滞するという人がほとんどなんですよ、滞納するというのはね。

だとすれば、逆の条例にしなければ、やはり十分な加入者の立場にたった条例とは言えないんじゃないかと思うのですが、そのへんはいかがですか。

○委員長（中野敏勝） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 先ず事務費の関係でございますけども、国で措置すべきではないかということでございますけども、非常にありがたいことでございますけども、基本的には市町村が構成する連合ということで、市町村と連合が運営するということでございますので、これに対する事務費を国が措置するか、あるいは連合が措置するかということについては、ここで私が答えるべきことではないかと思えます。

基本的には市町村と連合の事務ということでございますので、市町村がやらなければならない事務なので、これはやむおえないものと考えております。

もう1点、延滞金について、逆の考え方をすべきではないかということでございますけども、先ず、基本的にですね、所得があるなしは、ちょっと別に置いておきまして、保険料を納めていただきまして、受益として医療を受けるということでございます。

そこにおいて、保険料を納めない方につきましては、やはり、それなりの延滞金を払っていただくというのが、先ず基本だと私ども考えております。

その所得がある方、ない方につきましては、どうするかという問題でございますけども、この制度の中では、法定軽減という制度がございます。

保険料に対する減免という制度もございます。

ですから、所得がない方につきましては、先ほども言いましたように、あの延滞金と同様でございますが、特別な事情があるというような場合にはご相談いただいて、保険料の減免の手続きをしていただくと、あるいは、さらにこの後期高齢者の制度とは別に社会的な保障ということで、生活保護制度がございますので、そういうご相談を受けた場合につきましては、私ども実態を把握致しまして、そういう制度につなげるということもしていきたいというふうに考えております。

○委員長（中野敏勝） 増田委員。

○委員（増田武夫） このへんにもね、本当にこの制度の冷たさというのがね、現われているのではないかというふうに思うのですよね。

なぜ、この75歳以上のお年寄りを、後期高齢者とわざわざ区別して、そしてこの制度にね、囲い込んだ形で、国のこの制度を作ったそもそもの目的が、高齢者の医療費がどんどん増高していくん

で、これを抑えるんだと、なんとか抑えられないかということで、この制度を作ったんですけども、しかしながら、今までどおりの医療して、国保なり老人保健の中でやっけていても、同じ医療をしているのであれば、別に分けても医療費は変わらないわけですけども、しかしなぜ分けたかという、それこそ、別建ての保険料制度にして、そして、2年ごとに見直していく中で、お年寄りの割合が増えていくと、保険料として割り当てられた10%のこの枠を11%、12%と2年ごとに、自分達が負担しなければならない医療費の枠をどんどん広げていく制度にして、保険料をたくさん負担してもらうことが一つと、もう一つは医療制限、75歳以上で区切って受けられる医療を制限すると、診療報酬の関係で、その二つによって75歳以上のお年寄りの医療費全体を抑えようとしていると、こういう制度なわけですけども、今この延滞金の考え方に中にも、そうした冷たい制度の考え方が現れているんでないかというふうに思うのですよね。

先ほども、いろいろな保険料にしても、7割軽減、5割軽減などの軽減措置があるというお話でしたけれども、しかしながら、この保険料が0になる人、そういうものは設けていないので、必ず、その保険料は支払わなければならないと。そういう中で当然出てくる滞納というものにも、こういう冷たい仕打ちをするというような、こういう考え方そのものにね、問題があるのではないかというふうに思うわけです。

そうした点で、やはりこの制度、本来であれば、スタートしないのが一番いいわけですけども、スタートするにしましても、基本的なお年寄りに対するこの姿勢、対し方というものを根本的に改めていかざるをえないような、制度になってきてしまうのではないかと、非常に心配しています。

連合の方でも、2月と3月、昨日も連合の説明会がありました。

私、2回とも出ましたけども、しかしながらお年寄りから出される声は、本当に真剣で、将来を心配する声ばかりでありました。

連合の方でも予想を超えて2回で500名近い人たちが、聞きに、質問しに来ていたんですけども、やはり、そこにも、この制度の発足するにあたっての不安といいますか、心配が噴き出ているんでないかというふうに思います。

○委員長（中野敏勝） 他に。

牧野委員。

○委員（牧野茂敏） 普通徴収に関する事なんですけど、今、町の方でどれくらいの人数が普通徴収に該当すると押さえてますか。

併せて金額もわかればお願いをしたいと思います。

○委員長（中野敏勝） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 先ず初めに、普通徴収の対象となる方の人数なんですけども、およそ600名程度というふうに見込んでおります。

この人数につきましては、だいたい全体で、本年度3,260名ぐらいの方が対象となるのではないかと、いうふうに見込んでおります。

その内の大体2割弱ぐらいというふうに見込んでおります。

金学的にはですね、3千万から4千万ぐらいいかなというふうに見込んでおります。

金額につきましては、はっきりしたものが出ておりませんので、実はこの保険料の積算につきましては、町の方では行っておりません。広域連合の方で行ってございまして、町の方から人数ですとか、それぞれの対象者の所得の情報を、連合の方に送りまして、それを全道でプールしまして、計算致しまして、そして幕別町さんの分はいくらだというふうに来てございまして、詳しいデータにつ

いては、いくらと、個人ごとにいくらですとか、そういうデータが来ておりませんので、総体での人数的なもの、総体的な金額的なものしかわからない状況なので、およそでそれぐらいだと考えております。

○委員長（中野敏勝） 牧野委員。

○委員（牧野茂敏） 先ほどの説明では、それを5期から8期の間というお話だったんですが、この点についてはですねお願いします。

○委員長（中野敏勝） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 先ほどの、3ページをご覧ください。

付則の第2条の部分のことかと存じますが、これにつきましてはですね、これまで被用者保険の被扶養者だった方、社会保険ですとか健保組合の被扶養者だった方につきましては、4月から9月までの間は、保険料については半年間凍結するというところでございます。半年間、無料だということでございます。

このため、こういう被用者保険の被扶養者につきましては、5期以降から徴収させていただきますという内容でございます。

○委員長（中野敏勝） 杉山委員。

○委員（杉山晴夫） 今、お話ありました、被扶養者であった者が被保険者となる人数は何名ぐらいですか。

○委員長（中野敏勝） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 351名と見込んでおります。

○委員長（中野敏勝） よろしいですか。

その他、質疑、意見等ありませんでしょうか。

無いようですので、説明員の皆さんには、これでご退場願います。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

（10：32 暫時休憩）

（10：37 再開）

○委員長（中野敏勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

後期高齢者医療に関する条例の意見がありましたら、それぞれ委員の方お願いします。

永井委員。

○委員（永井繁樹） 今、理事者の方のいろんな説明を聞いた中で、これも聞く前から懸念されていることがかなりこの条例の中に入ってますよね。

この条例がいいか悪いかというよりも、当然、高齢者の医療に係わっては、プラス部分よりはマイナス部分がかなり多いということと、財源問題を考えたとき、財源がですね、確保されていないという将来性を見たときには、高齢者の負担が上がってくるということが見えているという中でですね、果たしてこの条例に基づいて、僕はいきなりね、討論を用いて賛成か反対かなんていう簡単な経緯でね、これは持っていくべきものではないだろうと、やはり少なくとも我々町議会がこれに係る以上は、他所の自治体でも前例があるようになんか慎重に考えているところもあるわけですからね、僕はやはり、ここでいろんなことを考えながら、軽々にね、軽々ということは失礼だね、いきなり討論には、反対討論、賛成討論という形に持っていくのではなくて、本当にこれが将来の高齢者医療に係わってね、有益なものかどうかということ、きちっと委員会の中で話すべきではないかと私は思うのです。

私は正直言って、このあとすぐ賛成討論、反対討論に持っていくよりは、各自がもう少しですね、この法律そのものがどの程度影響を受けるかということ、高齢者に対して、私は考えるべきだし、分析するべきだということが大事だと思うので、今日、賛成討論、反対討論に入ってですね、さらに結論を出すなんて言うことは、ちょっと私は望んでいないというか。もう少し慎重にやるべきだと思います。

○委員長（中野敏勝） その他ご意見ございませんでしょうか。

ありませんか。

増田委員。

○委員（増田武夫） ちょっともう一回発言させてもらいますけども、本当にね、高齢者が心配しています。将来どうなるのかね。例えば、今度の中央社会保険医療協議会で診療報酬のことが、話題になって、そして答申もしているのですが、例えば外来診療では、後期高齢者診察料というのを新設して、6千円という額を決めて、その範囲内で医療機関が治療をするというようなことも出してきたんですね。

いろいろな検査だとか、レントゲンみたいな画像診断だとか、そういうものを含めて6千円以内でやるんだというふうなことも出してきているんですよ。

これは、診療報酬というのは、年々変えていく、何年か毎に変えていっているんですが、この後期高齢者医療の医療費の抑制の一つとして、包括医療といって、なんぼの中で全部やれと、そういうことで、それをはみ出たら、患者の負担または医療機関の負担になるというふうな、そういう手法で医療費そのものを抑えようとしている。だけど今まで苦勞して働いてきた75歳以上の人ね、癌になったりなんざしたら、本当に最先端の医療をね受けられないような、そういう制度にしちゃっていいのかどうかということがね、問題になってくるんだと思うのですよね。今それこそ、今度の診療でも報酬改定でも、病院は、高齢者、75歳以上の高齢者を受け入れたら、その時点でいつ退院させるんだという、治るまで置いておくんだということじゃなくて、退院させる計画も同時に立てなければならないというふうな、そういう内容になってきたり、やはり高齢者の人が、早く死ぬというのかとって、説明会でもね、意見出たんだけど、そういうのがね、当然のような医療内容を診療報酬で押さえて、そのことで高齢者の医療を、医療費全体を抑えようという、そういうことなんですね。だから、75歳以上になったら、74歳までと、医療内容が全く変わってしまうというね、十分な、望むような医療を受けられない、そんなことでもいいのか。やはり今まで働いているとき、それぞれの社会保険、国民健康保険にしても、それまで高齢者の分も含めて、医療費を負担して、医療費をかけてきているわけですよ、そういう人たちが、75歳を超えたからといって、そういう制限医療のような、医療制限の世界に放り込んでいいのか、今まで、75歳まで一生懸命、高齢者を支えるためにも、この税金にしても、保険料にしても負担してきていた、高齢者だよ。

75歳の年とったからといって、別な医療制度を作って、そして、これだけの医療しか受けさせないよというふうなね、そういうね、こんな制度は世界中にないですよ、年齢で医療を差別するというのはね、これはやはり、将来に禍根を残す制度だと思うのですよね、だから、そういう意味では、この条例を可決するということは、そういう制度を認めて前に進めていくということになっていくわけですね、前段でも言いましたように、今、地方の議会の、今の与党になっている人たちも含めて、この制度はおかしいんじゃないかという意見が出てきたりね、している中で、やはりその辺は、我々、地方の自治に携わっているものも考えていかなければならないんじゃないかというのが、私の意見ですね。

○委員長（中野敏勝） その他。

杉山委員。

○委員（杉山晴夫） この制度については、私も不満な点がいろいろあるわけでございます。

先ほどからご意見もいろいろでておりますが、本条例は、既に北海道における広域連合が設置されているわけでありまして。そして、その末端の市町村の事務手的なことの条例ですのでね、今、制度の云々のご発言もございしますが、なかなか制度がおもしろくないからこれは認めるべきではないと言ってもですね、各町村、これでていると思うのですよ。全く事務的な条例だとおもう。事務处理的な条例なんで、そこらへんも、やっぱり勘案して考えていただかないとならないと思うのですよね。一人我が町だけ、じゃあこれはしないと言ってもね、この広域連合の医療制度が廃止になるというわけでもないわけですよ。

それで、やっぱり事務処理をしていかなければならないのではないかとこのように思いますがいかがでしょうか。

○委員長（中野敏勝） その他、いかがでしょうか。

様々な意見が出ておまして、この条例そのものを軽々に考えないで、結論を延ばすべきだという意見も出ておますし、また、今、杉山委員から言われましたように、各町村でも出ていることでもあり、ここで、そのままずるずる延ばしていくような、そういうようなことでもないんではないかということもあります。

この他、ご意見皆さんの方からございませんでしょうか。

杉坂委員。

○委員（杉坂達男） 先ず、重要なことは、我々が認めたのは連合の組織であり、議会であります。

その連合のもとですと、こういったことを市町村の段階で、あるいは市町村の議会で、整合性をとって整理をしていくという理事者からの提案でありますから、我々はよく考えなければならぬのは、我々が認めた連合組織であり議会であるということをおえて申し上げたいと思います。

○委員長（中野敏勝） 増田委員。

○委員（増田武夫） 確かにそういうことで、今の存在している連合のあれなんですけども、先ほども言いましたように、その内容もですね、この延滞金を払えなかった人にね、これだけの延滞金をかけるというね、これはもう本当に、転んだ人をまた踏んづけてやるようなものでね、これが、先ほども言ったように、それこそ払えるのに払わないという明確な人に延滞金をかけるのであれば、これは、ただし町長が、そういう不届きなやつにはこれだけの延滞金をかけますよという、そういう条例にすべきであって、延滞金をかけるのが主目的な条例なんでね、このあり方は、先ほども言ったように、医療の面で大変な状況になるのに、掛け金をかける段階から、そういう措置をしようとするのはね、これは、わたしはどうしてもそういうやり方は賛成できないということですね。重ねてで申し訳ないですが。

○委員長（中野敏勝） 他にご意見ございますか。

藤原委員。

○委員（藤原 孟） 私の考えとしては、やはり、ここまできている法律に決まったことに対して、今、延滞金だとか、いわゆる事務的な措置ということが、やはり大きい。そのことに関してですね、我々が反対、私が反対しても、決まっていくことに対して、やはり粛々とやっていただくことが一番ではないかと思っております。

○委員長（中野敏勝） 暫時休憩します。

(10:50 暫時休憩)

(10:51 再開)

○委員長(中野敏勝) 休憩前に引き続き会議を開きます。

今、様々なご意見がでておりますけども、もう一度ですね、この勉強を含めてもう少し、研究をして継続をしていった方がいいか、あるいは、ここで、結論を出していった方がいいかということで、意見を伺いたいんですけどもいかがでしょうか。。

牧野委員。

○委員(牧野茂敏) 委員会の普通の持ち方としてはですね、一人の方でも、もう少しやって欲しいということがあれば、再度、勉強してやるという方法が、今まで取られていたと思うんですけども、ここですぐ採決というわけにはいかないと、私は思います。

○委員長(中野敏勝) その他ございませんでしょうか。

それでは、議案第21号のですね、後期高齢者医療に関する条例の分について、継続審査ということで意見が出ていますけども、皆さんいかがでしょうか。これにつきまして。

(異議なしの声あり)

○委員長(中野敏勝) それでは、継続審査ということで行っていきたいというふうに思います。

次に、陳情第2号、地域医療の確保に関する意見の提出を求める陳情を議題といたします。

本陳情に関する各委員のご意見を伺いたいと思います。

ご意見のある方は挙手をお願いいたします。

どなたかご意見ございませんでしょうか。

増田委員。

○委員(増田武夫) 本当に今、地方の医療をめぐる状況というのは厳しいものがあると思うのですよね。聞くところによると、帯広のこういう17万もある都市の協会病院だとか、そういうところでも整形外科のお医者さんが確保できないので、この診療をね、中止するというようなこともあったと思うのですよね。だから、町立病院その他のね、診療所化というのも話題になったり、いろいろして、なんとかこの地方にいても、ちゃんとした医療を受けたいというのは、みんなの共通した願いだと思うのですよね。

そうした点からいいますと、やはり、ここに書かれていますような事柄は、当然政府に求めていかなければならないのではないかというふうに思います。

○委員長(中野敏勝) その他。

(なしの声あり)

○委員長(中野敏勝) ないようでありますので、これで意見を終了いたします。

次に討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

○委員長(中野敏勝) 討論がないようでありますので、採決をいたします。

本陳情について、採択することにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(中野敏勝) 異議がないものと認め、従って本案は採択とすることに決定いたしました。

継続審議の日程を最初におきたいんですけども、いつがよろしいでしょうか。

(18日、予算審査特別委員会終了後との声あり)

○委員長(中野敏勝) 18日、予算委員会終了後ということではよろしいですか。

(はいの声あり)

○委員長(中野敏勝) それでは、そのようにいたします。

永井委員。

○委員(永井繁樹) 先ほどの理事者の説明の中で、延滞金の減免に係ることなんだけれども、課長の答弁では、今のところは、そういう方向性ですぐらいの答弁なんだよね、これ対して、もう少し具体的にね、町の政策はどのように考えているかというような、もう少し踏み込んだ話を聞きたいんだけど、担当部局から。交渉してみたい。そのへんがはっきりしないと、これは、かなり老人にきついことになるから、そのへんの対策をどのように考えているのか。そのへんもう少し明確にできるのだったら、担当部局だけでいいから、課長と係長だけでいいからね、もし説明できるのだったら、できる範囲してほしいと要望してほしいんですけども、皆さんどう思います。

私の希望なんですけども。

(異議なしの声あり)

○委員長(中野敏勝) わかりました。

条例につきましては、18日の特別委員会が終わった後、継続審査を行うということであります。

意見書案の作成につきましては、正副委員長に一任願いたくと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○委員長(中野敏勝) 異議がないようでありますので、委員会報告、意見書案についてはですね、正副委員長で作成したいと思います。

次に閉会中の所管事務調査、これに項目を決めたいと思いますので、ご意見をお聞きしたいと思います。

残っている部分で、アの戸籍及び住民基本台帳に関する事項、それと、ウ、国民健康保険に関する事項、エの保健予防に関する事項、それから、カの老人福祉に関する事項、それと、ケの保険衛生に関する事項、この部分ですね。どの項目を行っていきますか。

(ウとエの声あり)

○委員長(中野敏勝) ウとエ、国民健康保険に関する事項と、保健予防に関する事項これを行っていくということによろしいですか。

(はいの声あり)

○委員長(中野敏勝) 調査の期日につきましては、要望とはございますでしょうか。

これについてもですね、正副委員長に一任願いたくと思いますがいかがでしょうか。

(はいの声あり)

○委員長(中野敏勝) よろしいですか。

次にその他についてであります、皆さんの方から何かございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○委員長(中野敏勝) なければ、これで本委員会を終了いたします。

(11:04 閉会)